

洋野風力開発株式会社「(仮称)洋野風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

令和5年5月11日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)洋野風力発電事業環境影響評価準備書」について、洋野風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県九戸郡洋野町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 128,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年12月22日
経済産業大臣意見発出	平成29年1月5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年3月6日
住民意見の概要等受理	平成29年5月31日
岩手県知意見受理	平成29年8月9日
経済産業大臣勧告発出	平成29年8月31日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和4年8月17日
住民意見の概要等受理	令和4年10月31日
岩手県知事意見受理	令和5年2月28日
環境大臣意見受理	令和5年3月6日
経済産業大臣勧告発出	令和5年5月11日

問合せ先:電力安全課 長尾、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明等

本事業計画の今後の検討に当たっては、岩手県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、正確性を期すため、評価書作成においては、準備書からの修正点を含め記載内容を改めて精査するとともに、評価書作成までに地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、特に、風力発電設備 12号機、16号機及び23号機の設置予定位置から最寄りの住居までの距離は約700m～800mと近接している。また、本事業の実施により、工事用資材の搬出入に伴う騒音については最大で9dB、建設機械の稼働による騒音については最大で14dB、風力発電設備の稼働に伴う騒音については最大で7dB、それぞれ現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、風力発電設備の稼働に伴う騒音については環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導及び助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ず

ること。

## (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働による風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働による風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、その検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討及び実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居へ、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (3) 水環境及び底生生物に対する影響

対象事業実施区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているカワシンジュガイが確認されている。また、対象事業実施区域の南側地域に設置予定の風力発電設備21号機と23号機の間地域には、現在休止中の取水地点が存在している。南側地域の周辺においては、風力発電設備21号機及び23号機の設置や、工事用及び管理用道路の新設、拡幅等により、改変の規模が比較的大きな計画となっており、周辺の森林の伐採や谷地形の埋立等により、土砂の流出等による水環境及び底生生物への影響が懸念される。

このため、既設道路を十分に活用するなど可能な限り土地の改変を抑制した上で、風力発電設備及び附属設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置や、工事用及び管理用道路の新設、拡幅等においては、設置場所、設計及び工法並びに沈砂池の設置においては、配置、構造等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、土砂の流出等による水環境及び底生生物への影響を回避又は極力低減すること。

特に、休止中の取水地点については、休止中の理由や取水再開の予定等の状況を適切に把握し、関係する地方公共団体、地域住民等へ本事業における影響を丁寧に説明するとともに、意見聴取を十分に行うこと。加えて、水道水源に対する影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、関係機関等へ説明・協議した上で、必要な環境保全措置を講ずること。

また、濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。さらに、沈砂池周辺の定期

的並びに降雨時の環境監視を実施すること。

#### (4) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）で準絶滅危惧に指定されているミサゴ及び猛禽類のノスリについて、平成 28 年～平成 29 年の現地調査により営巣及び繁殖が確認されており、現時点でも営巣及び繁殖の可能性があるほか、準絶滅危惧種に指定されているハチクマ、オオタカ、ハイタカ等の飛翔が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、カモ類、ハクチョウ類等の渡りの経路となっており、本事業によるこれらの希少猛禽類及び渡り鳥への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ 対象事業実施区域において、ミサゴ、ノスリの営巣が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

エ ノスリの採餌環境への影響予測について、改変面積を考慮して適切に評価を行うこと。また、飛翔状況に対する事後調査を実施すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

風力発電設備 23 号機、24 号機及びその周辺の新規道路を含む改変予定箇所について、動物相及び植物相の把握に係る現地調査が実施されていないため、適切に調査を行い、予測及び評価を行うこと。

(6) 景観への影響

景観に対する影響については、住居の状況も踏まえ、調査地点を再検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。